

令和 2 年 度

千葉県内部統制評価報告書審査意見書

千葉県監査委員

監査調第152号

令和3年9月8日

千葉県知事 熊谷俊人様

千葉県監査委員 中島輝夫

千葉県監査委員 川口明浩

千葉県監査委員 瀧田敏幸

千葉県監査委員 武田正光

令和2年度千葉県内部統制評価報告書審査意見書の提出について

地方自治法第150条第5項の規定により、令和3年6月18日付け行革第312号をもって審査に付された令和2年度千葉県内部統制評価報告書について、次のとおり意見を提出します。

本報告は、千葉県監査委員監査基準（令和2年千葉県監査委員告示第1号）に準拠したものである。

令和2年度千葉県内部統制評価報告書審査意見書

1 審査の対象

令和2年度千葉県内部統制評価報告書（以下「報告書」と言う。）

2 審査の着眼点

監査委員による報告書の審査は、知事が作成した報告書について、知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかを、以下の観点から検討を行い審査するものである。

(1) 評価手続に係る記載の審査

- ア 内部統制対象事務について網羅的に評価されているか
- イ 評価項目に対応する内部統制の整備状況及び運用状況が適切に把握されているか

(2) 評価結果に係る記載の審査

- ア 重大な不備に当たるかどうかの判断を適切に行っているか
- イ 重大な不備は是正されているか

3 審査の実施内容

報告書について、知事及び内部統制評価部局から報告を受け、「千葉県監査委員監査基準」及び「令和2年度内部統制評価報告書の審査計画」に基づき、千葉県内部統制基本方針、内部統制推進部局の発出通知、内部統制3様式（作業一覧表、業務全体フロー図及びリスク評価シート）等の関係書類の確認、内部統制推進部局及び評価部局からの聞き取りのほか、必要に応じて関係部局に説明を求めた上で、審査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

4 審査の結果

報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当である。

5 特記事項

(1) 重大な不備について

今回の報告書では、複数の県税事務所において個人事業税の多額な課税誤りが認められ、この点において、運用上の重大な不備があり、内部統制が有効に運用されていないと判断している。

また、是正状況については、該当する県税事務所において、是正措置が行われるとともに、さまざまな再発防止策が講じられたとしている。そして、令和3年度において、必要な内部統制3様式を整備した上で、整備状況及び運用状況の評価を実施することとしている。

一方、当該事案は、未だ是正措置が継続中であるとともに、内部統制様式についてもあらたに整備中であることから、審査時点では、是正措置は十分とは言い難い状況にある。今後は、速やかな措置を講じるとともに、内部統制体制を整備した上で、適正な制度運用に努めていただきたい。

(2) 業務レベルの内部統制上の留意事項について

監査委員が実施している定期監査の監査結果において、依然として多数の事務誤りが認められ、内部統制上、重大な不備につながることも懸念されることから、今後の制度の運用において、以下の点について、特に留意していただきたい。

ア 複数の土木事務所、農業事務所等において、予定価格の誤りにつながる工事の積算誤りが散見されたが、これまでの研修やチェックシートの作成など、再発防止策が十分に機能していないと考えられるので、入札事務の適正化に向けて、更なる改善が必要である。

イ 多くの所属において、収入・支出事務の遅延や誤りが認められている。中には長期間にわたり必要な調定事務を怠っていたにもかかわらず、このことが組織内で看過され、その後の事務手続においても、適正を欠く処理が行われていた所属も認められた。今後は、事務処理の適正化に努めるとともに、執行体制の整備を図る必要がある。

6 最後に

内部統制が適切に整備・運用されるためには、職員一人ひとりが、制度の内容や、基本方針、整備・運用方法等について、十分に理解して取り組むことが不可欠である。

業務を法令に基づき適正に執行し、また効率的かつ効果的な業務執行等を達成するためにも、引き続き、職員の意識啓発やマニュアル等の整備などのリスク対応策や迅速な是正措置の実施に向けて、内部統制を組織全体に定着させ、より適切に運用できるよう、内容について不断の見直しを行い、基本方針に掲げた最終目的である「県民から信頼される県政の確保」に努めていただきたい。